新旧対照表

外国証券取引口座約款

約款の趣旨

第1条

2. 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場 における売買その他の取引(以下「国内委託取 引」という。)、外国証券の売買注文を取り次ぐ 方法により我が国以外で執行する取引(以下「外 国取引」という。)及び外国証券の国内における 店頭取引(以下「国内店頭取引」という。)並び に外国証券の当社への保管(当該外国証券の発 行に係る準拠法において、当該外国証券に表示 されるべき権利について券面を発行しない取扱 いが認められ、かつ、券面が発行されていない 場合における当該外国証券に表示されるべき権 利(以下「みなし外国証券」という。)である場 合には、当該外国証券の口座に記載又は記録さ れる数量の管理を含む。以下同じ。) の委託につ いては、この約款に掲げる事項を承諾し、自ら の判断と責任においてこれを行うものとしま

新

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

約款の趣旨

第1条

2. 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場 における売買その他の取引(以下「国内委託取 引」という。)、外国証券の売買注文を我が国以 外の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。) に取り次ぐ取引(以下「外国取引」という。)及 び外国証券の国内における店頭取引(以下「国 内店頭取引」という。)並びに外国証券の当社へ の保管(当該外国証券の発行に係る準拠法にお いて、当該外国証券に表示されるべき権利につ いて券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、 券面が発行されていない場合における当該外国 証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国 証券」という。) である場合には、当該外国証券 の口座に記載又は記録される数量の管理を含 む。以下同じ。)の委託については、この約款に 掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任におい てこれを行うものとします。

旧

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。